

## 見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

### ○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ  
＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

### ○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

### ○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

### ○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

### ○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

### ○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

### ○見積書提出期限 令和8年3月3日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

### ○決定日 令和8年3月5日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

### ○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

### ○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

## 用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

### 記

(案件名) 帳票「H535 返納通知書(歳入金)」外5点の作成

(グリーン購入法への適合)  適合する  適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) \_\_\_\_\_

(用紙の紙質) \_\_\_\_\_

(用紙の名称) \_\_\_\_\_

所在地

法人名又は商号

代表者名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。  
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

## 仕 様 書【印刷物の作成】

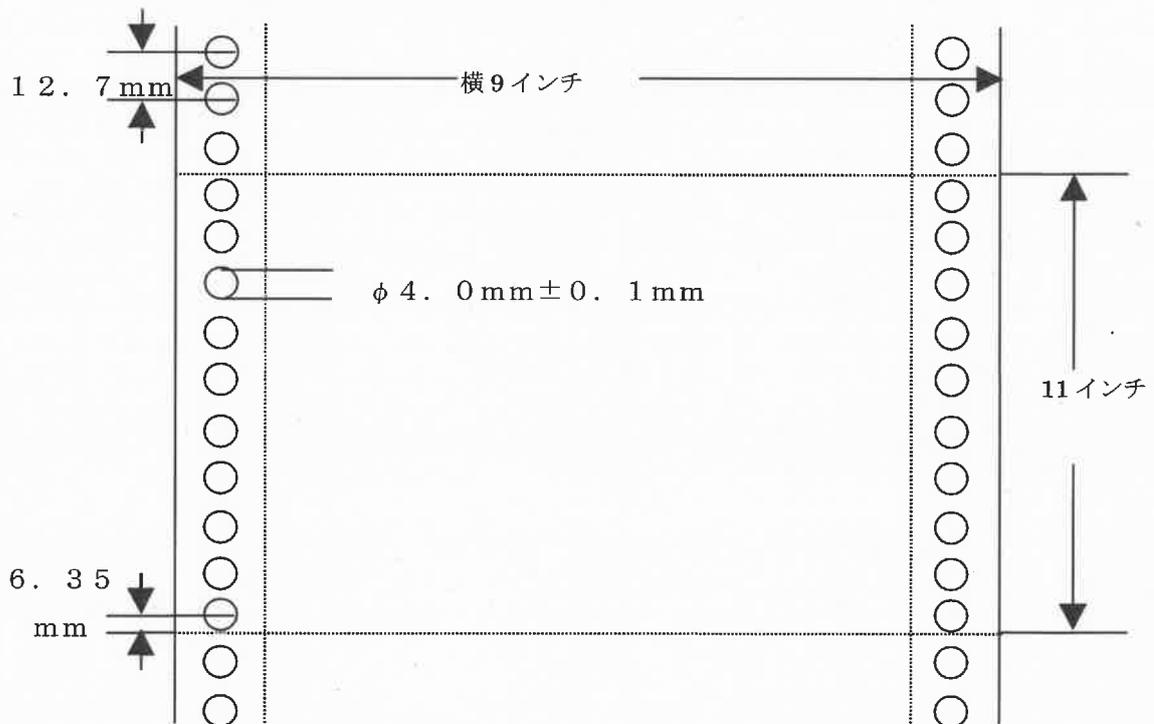
件 名	帳票「H535 返納通知書（歳入金）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）70kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	片面刷 1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 11 インチ × 横 9 インチ (1面あたり 縦 11 インチ × 横 9 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1箱は2,000折とする。</li> <li>・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。</li> <li>・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。</li> <li>・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> </ul> ※梱包材の段ボール箱等は、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	18,000折（9箱）
納 期	令和8年5月12日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプロケットホール部に「H535-●●●●」と印刷する。</li> <li>※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</li> <li>・印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。</li> <li>・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。</li> <li>・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。）</li> <li>・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・契約期間内において原稿を変更する場合がありますので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。</li> <li>・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> <li>・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）</li> <li>①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）</li> <li>②担当部署番号（4ケタ）</li> <li>③通番（3ケタ）</li> <li>④業者番号</li> <li>・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。</li> <li>・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。</li> <li>・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。</li> <li>・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。</li> <li>・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月25日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月27日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。</li> </ul>
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H535 返納通知書 (歳入金)

★ミシン目

縦ミシン目 (左端 1本 右端 1本) 中間ミシン (縦 無し 横 無し)

- ①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。
- ②横ミシン目 (タイ1.0mm カット3.0mm)  
縦ミシン目 (タイ0.8mm カット3.8mm)
- ③横ミシン目の両端に $2\text{mm} \pm 1\text{mm}$ のアンカットを設けること。
- ④ミシン目は一直線に加工されていること。
- ⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



## ★送り穴（1折22穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

## ①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

## ②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

## ③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

## ④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

## ⑤送り穴の中心のずれ

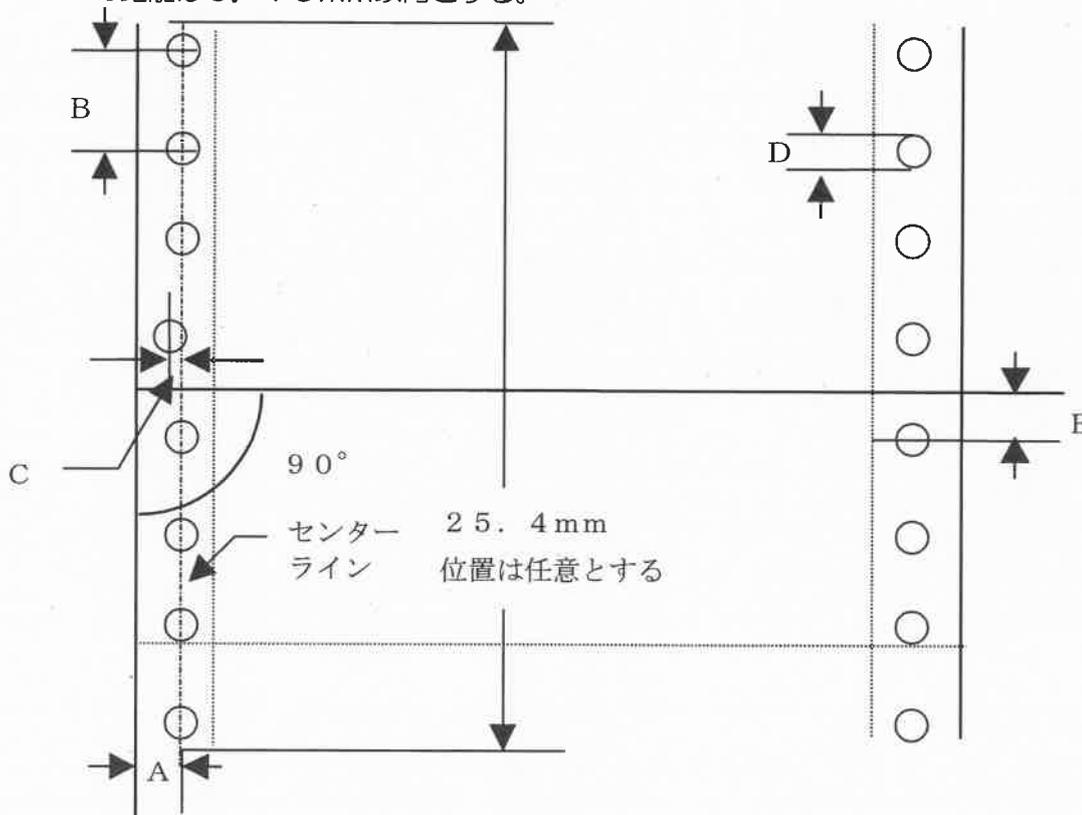
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは $0.1 \text{ mm}$ とする。

## ⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは $0.15 \text{ mm}$ とする。

## ⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は $0.15 \text{ mm}$ 以内とする。



見本  
H535 (表)

第 号  
年 月 日  
厚生労働省年金局

様

払い過ぎとなっている年金の返納について(お知らせ)

様にお支払いしていた年金が、次のとおり払い過ぎとなっていますので、返納していただくことになります。同封の納入告知書(領収済通知書と記載されているもの)により、お近くの銀行、郵便局などで納めてください。  
(農協、漁協、信用組合、簡易郵便局では納められません。)

返納していただく理由

受給権者は、下記理由により 年 月の 様の 年金(年金証書の基礎年金番号・年金コード) から受けることができなくなった、または年金の支払から差引がなくなったため。

(理由)

返納額算出内訳

[基礎年金]

支払済額 (	年	月~	年	月)	円 ①
正しい支払額 (	年	月~	年	月)	円 ②
払い過ぎた金額 (① - ②)					円 ③

[国民年金]

支払済額 (	年	月~	年	月)	円 ④
正しい支払額 (	年	月~	年	月)	円 ⑤
払い過ぎた金額 (④ - ⑤)					円 ⑥

[厚生年金]

支払済額 (	年	月~	年	月)	円 ⑦
正しい支払額 (	年	月~	年	月)	円 ⑧
払い過ぎた金額 (⑦ - ⑧)					円 ⑨

返納額 (③ + ⑥ + ⑨)	円
--------------------	---

年金の支払状況

年金は、次のとおり受給権者に支払っております。

支払年月日 支払銀行・金庫・信組・農協等(注) 支払郵便局

(注) 支払金融機関が農協および漁協の場合は、所在地の都道府県を記載しています。  
※ 日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

## 仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H545 督促状（歳入金）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）70kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折3面付 縦 12 インチ × 横 7 インチ (1面あたり 縦 4 インチ × 横 7 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1箱は1,000折とする。</li> <li>・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。</li> <li>・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。</li> <li>・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> </ul> ※梱包材の段ボール箱等は、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	7,000折（7箱）
納 期	令和8年5月12日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプロケットホール部に「H545-●●●●」と印刷する。</li> <li>※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</li> <li>・印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。</li> <li>・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。</li> <li>・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。）</li> <li>・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。</li> <li>・作成にあたって賞与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。</li> <li>・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> <li>・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）</li> <li>①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）</li> <li>②担当部署番号（4ケタ）</li> <li>③通番（3ケタ）</li> <li>④業者番号</li> <li>・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。</li> <li>・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。</li> <li>・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。</li> <li>・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。</li> <li>・仕様書に関して疑問が生じた場合は、令和8年2月25日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月27日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。</li> </ul>
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H545 督促状 (歳入金)

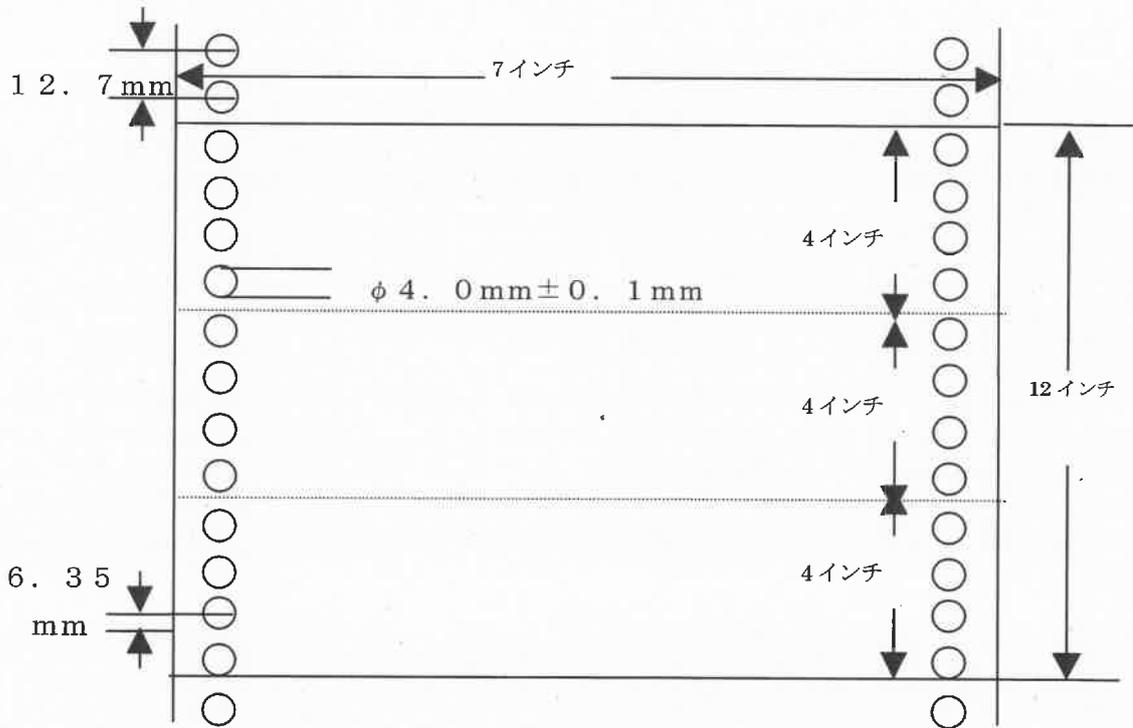
★ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 無し 横 2本)

①横ミシン目 (タイ 1.0mm カット 3.0mm)

②横ミシン目の両端に 2mm±1mm のアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。



## ★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

## ①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

## ②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

## ③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

## ④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

## ⑤送り穴の中心のずれ

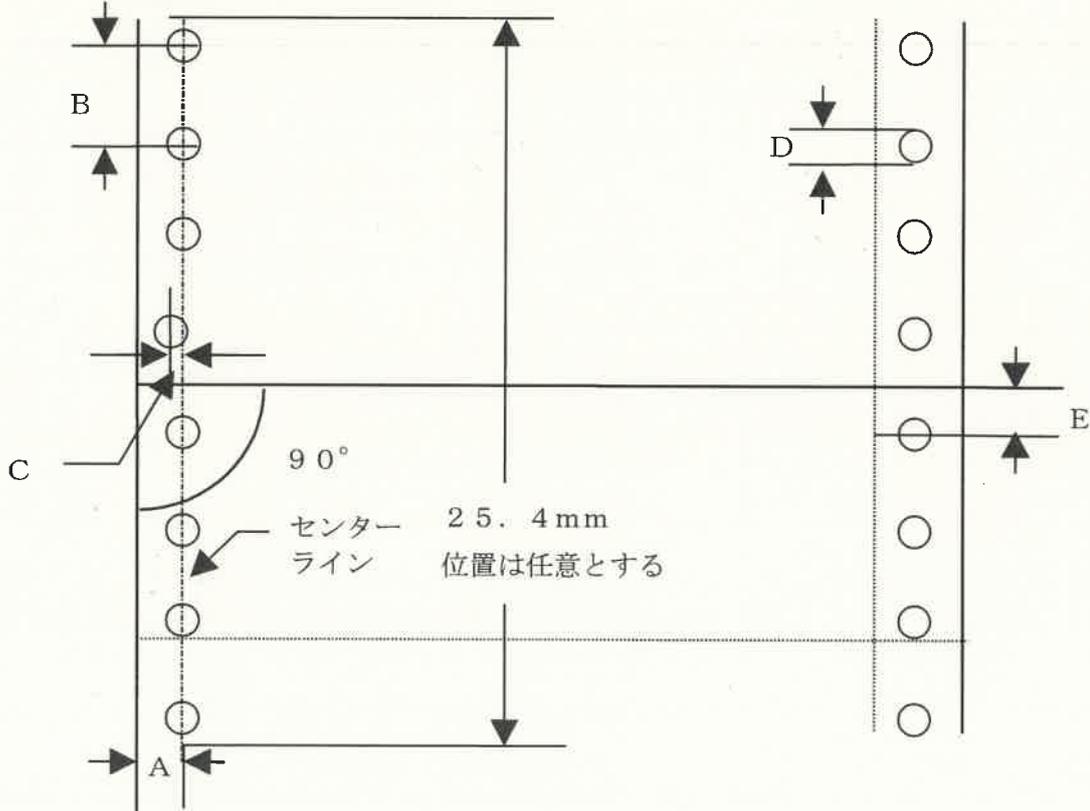
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは $0.1 \text{ mm}$ とする。

## ⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは $0.15 \text{ mm}$ とする。

## ⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は $0.15 \text{ mm}$ 以内とする。



見本 1545 表

T2015-06-26-05\_H545

督促状

2020.7.20

H545-1701

督促状

年度	勘定	雑収入	雑収入	返納金
	特別会計			円
納付目的				
厚生労働省所管 の過払いによる返納金				
年金証書の 基礎年金番号・年金コード 受給権者の氏名				

さきに、  
年 月 日 付第 号  
で納入の告知をした上記の金額は納付期限を過ぎても納付さ  
れておりませんので早急に納付してください。なお、この督  
促状が到着する前にすでに納付されている場合はこの督促を  
取消しますのでご了承ください。



年 月 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

様

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構

※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について  
委託を受けています。

見本 H545(裏)

T2015-06-26-05\_H545

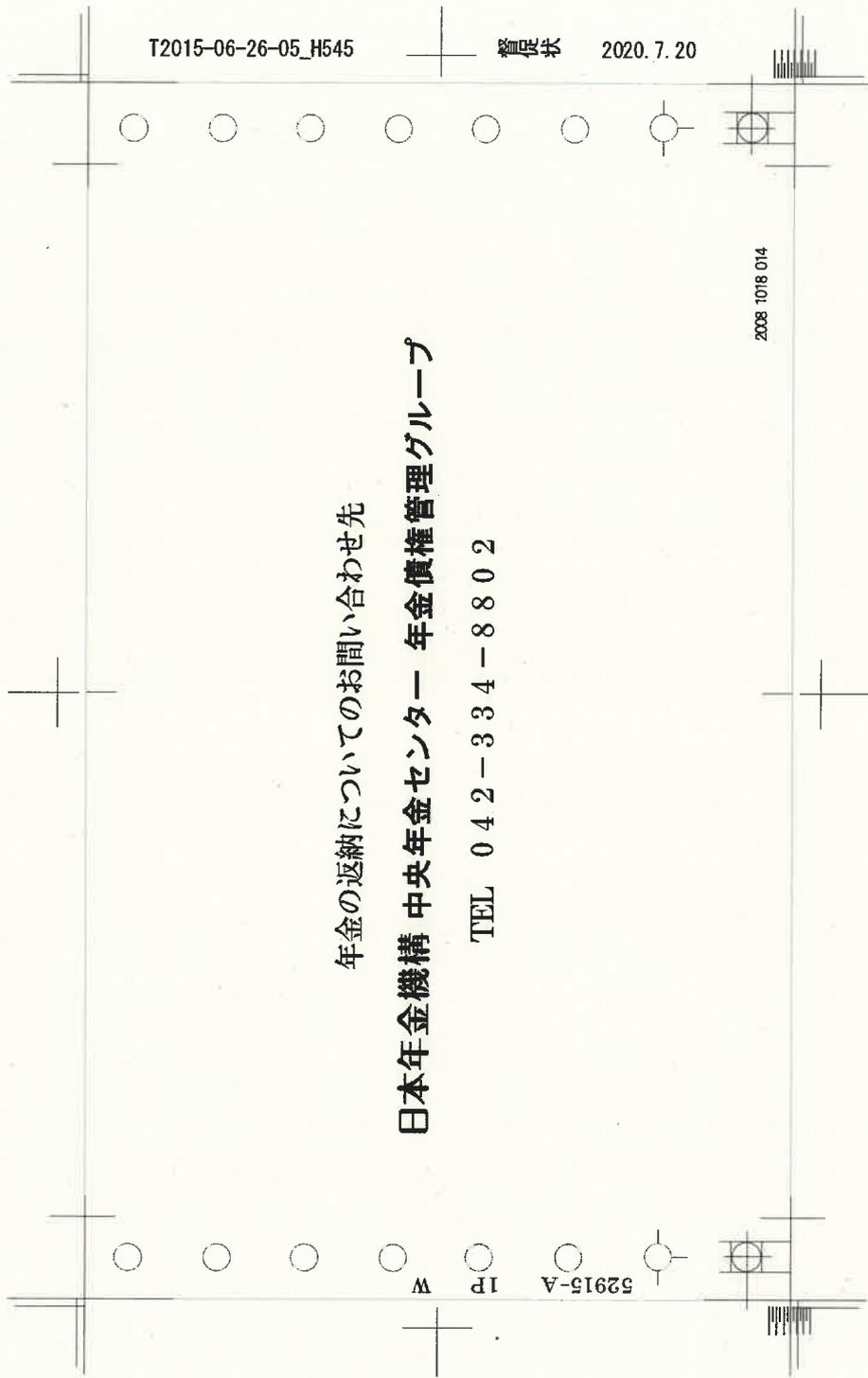
覆紙状 2020.7.20

年金の返納についてのお問い合わせ先

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ

TEL 042-334-8802

2008 1018 014



## 仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H595 特別徴収債権督促状（督促）」
紙 質	上質紙（四六判換算）70kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折6面付き 縦 12 インチ × 横 13 インチ (1面あたり 縦 4 インチ × 横 6.5 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1箱は1,000折とする。</li> <li>・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。</li> <li>・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。</li> <li>・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> </ul> ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年5月12日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプロケットホール部に「H595-●●●●」と印刷する。</li> <li>※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</li> <li>・印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。</li> <li>・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。</li> <li>・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。）</li> <li>・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。</li> <li>・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。</li> <li>・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> <li>・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）</li> <li>①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）</li> <li>②担当部署番号（4ケタ）</li> <li>③通番（3ケタ）</li> <li>④業者番号</li> <li>・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。</li> <li>・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。</li> <li>・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。</li> <li>・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。</li> <li>・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月25日15時までに書面に質問を提出すること。回答は、令和8年2月27日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。</li> </ul>
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H595 特別徴収債権督促状（督促）

★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 1本 横 2本）

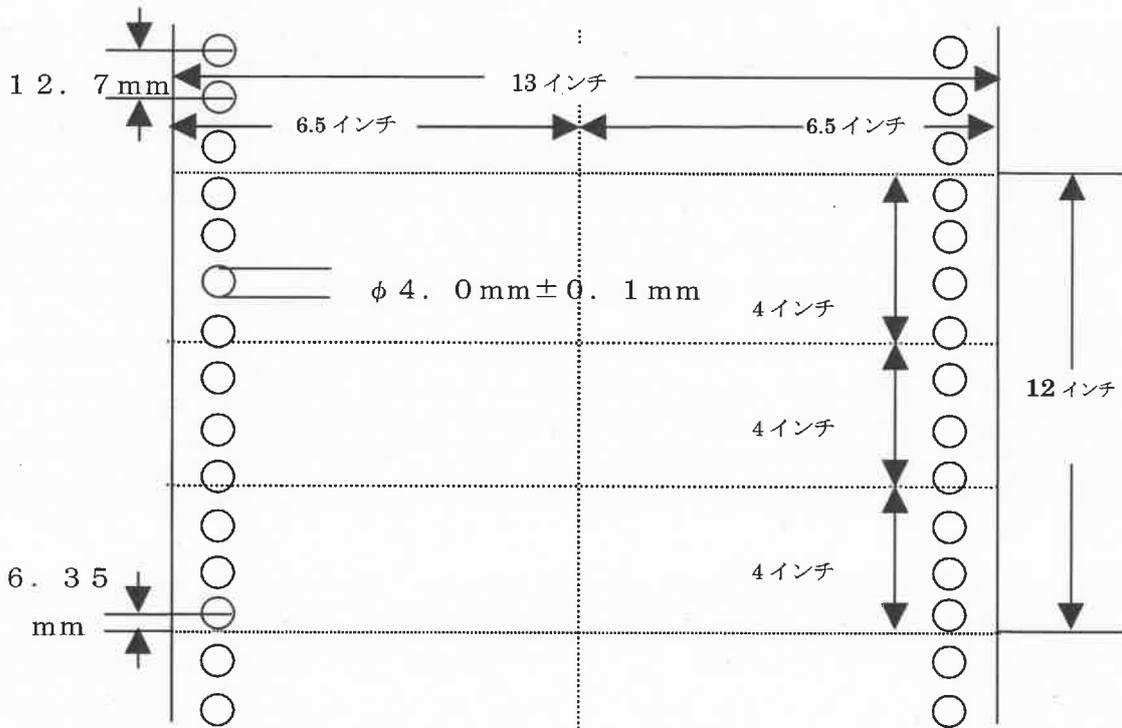
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



## ★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

## ①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

## ②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

## ③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

## ④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

## ⑤送り穴の中心のずれ

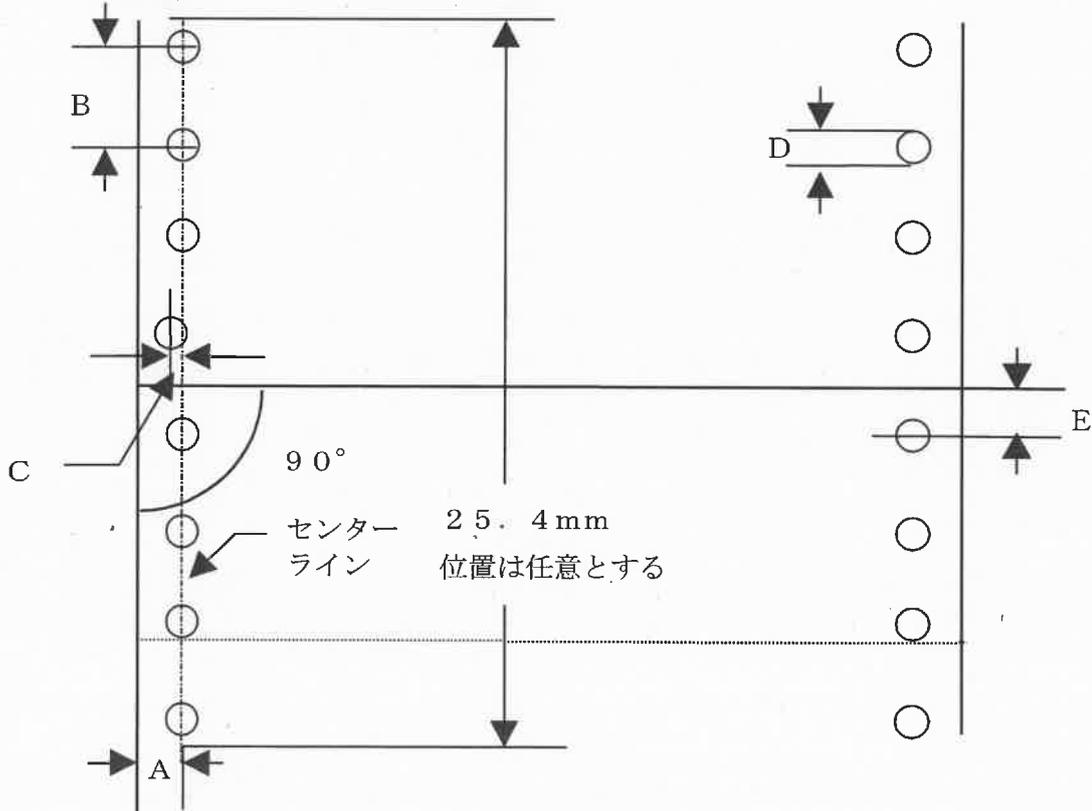
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは $0.1 \text{ mm}$ とする。

## ⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは $0.15 \text{ mm}$ とする。

## ⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は $0.15 \text{ mm}$ 以内とする。



見本 H595 表

53099-Awin(1).pdf 2021/06/17 10:41

サイズ 横 130 インチ 縦 40 インチ  
 横 11.04 インチ 縦 1.67 インチ  
 初校

※ 1P 1C/1C 両面印刷  
 ※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

返納金の納付について (督促)

年度	勤定	雑収入	雑収入	返納金
年金特別会計				円
納付目的 厚生労働省所管の過誤納による返納金				
納入告知番号				

さきに、 年 月 日付で納入の告知をした上記の金額は納付期限を過ぎても納付されておりませんので早急に納付してください。  
 なお、この督促状が到着する前にすでに納付されている場合はこの督促を取消しますのでご了承ください。

年 月 日  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構

※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

返納金の納付について (督促)

年度	勤定	雑収入	雑収入	返納金
年金特別会計				円
納付目的 厚生労働省所管の過誤納による返納金				
納入告知番号				

さきに、 年 月 日付で納入の告知をした上記の金額は納付期限を過ぎても納付されておりませんので早急に納付してください。  
 なお、この督促状が到着する前にすでに納付されている場合はこの督促を取消しますのでご了承ください。

年 月 日  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構

※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

忘れいりま  
 すが確認  
 押印の届お  
 願い申し上  
 げます  
 再校  
 完了  
 日 月 日 校了

53099-A 1P W H595-2008

見本 H595 東

53099-Awin(1).pdf 2021/06/17 10:41

サイズ	13.0インチ	横	11.10インチ
文種	4.0-インチ	縦	17.6-インチ
初校			

\* 1P,1C/1C両面印刷  
 ※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

返納金についてのお問い合わせ先

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ

TEL 042-334-8802

2008 1018 015

返納金についてのお問い合わせ先

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ

TEL 042-334-8802

2008 1018 015

## 仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H596 特別徴収債権督促状（催告）」
紙 質	上質紙（四六判換算）70kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折6面付き 縦 12 インチ × 横 13 インチ (1面あたり 縦 4 インチ × 横 6.5 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1箱は1,000折とする。</li> <li>・ 帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。</li> <li>・ 梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。</li> <li>・ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> </ul> ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年5月12日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スプロケットホール部に「H596-●●●●」と印刷する。</li> <li>※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</li> <li>・ 印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。</li> <li>・ 校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。）</li> <li>・ 納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。</li> <li>・ 作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）</li> <li>①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）</li> <li>②担当部署番号（4ケタ）</li> <li>③通番（3ケタ）</li> <li>④業者番号</li> <li>・ 初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。</li> <li>・ サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。</li> <li>・ カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。</li> <li>・ 校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。</li> <li>・ 仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月25日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月27日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。</li> </ul>
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H596 特別徴収債権督促状（催告）

★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン目（縦 1本 横 2本）

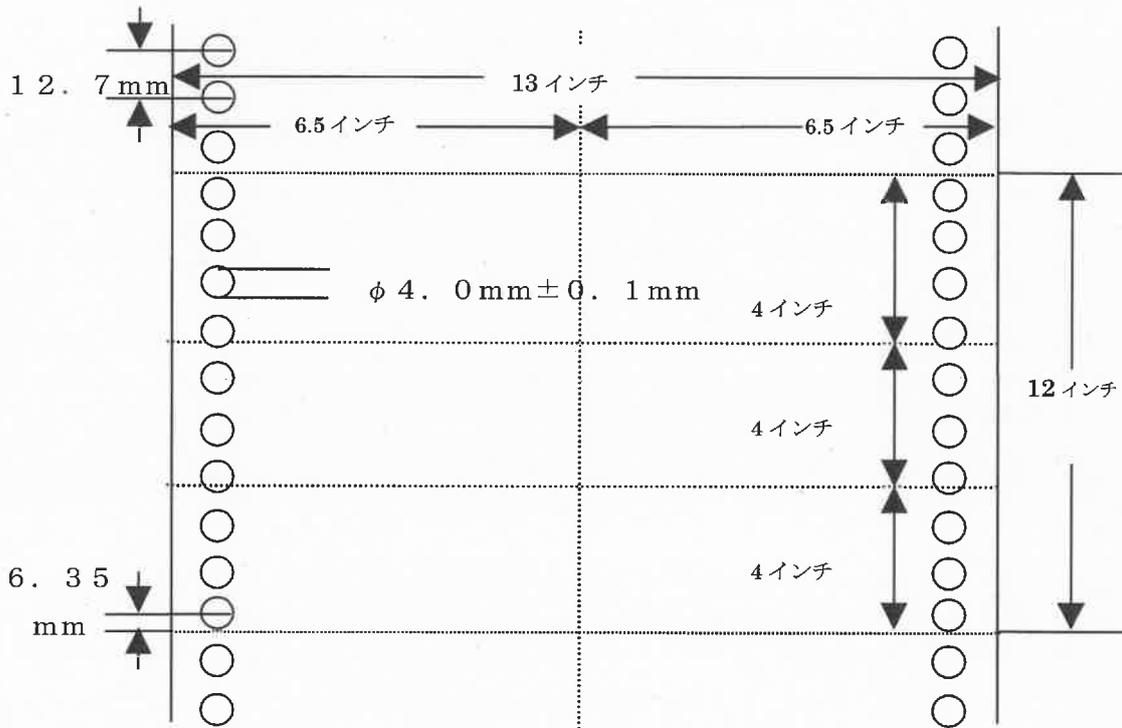
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



## ★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

## ①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

## ②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

## ③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

## ④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

## ⑤送り穴の中心のずれ

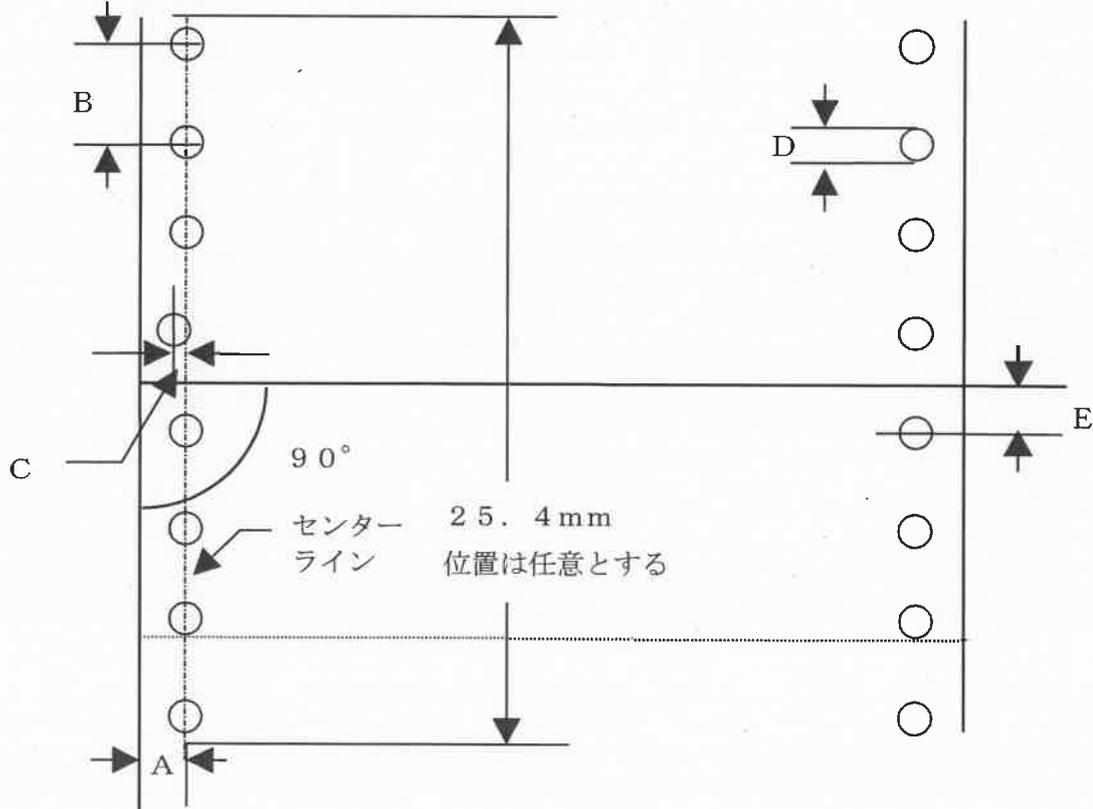
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは $0.1 \text{ mm}$ とする。

## ⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは $0.15 \text{ mm}$ とする。

## ⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は $0.15 \text{ mm}$ 以内とする。



見本 H596 表

53100-Awin(1).pdf 2021/06/17 10:34

サイズ 130 インチ x 40 インチ  
 解像度 1110 x 710 dpi  
 印刷範囲 1/6 インチ  
 初校

※ 1P 1C/1C画面印刷  
 ※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

返納金の納付について (催告)

年度	勘定	雑収入	返納金
年金特別会計	円		
厚生労働省所管	納付目的 の 通 賦 納 に よ る 返 納 金		
納入告知番号			

さきに、年 月 日付で納入の告知をし、その後督促状を送付したところですが、納付の確認ができません。そのため、債務管理業務に支援をきたしております。早急に納付されるか、納付できない場合は理由書及び納付計画書を今月中に提出してください。  
 なお、すでに納付されている場合は行き違いとなったものですのでご了承ください。

年 月 日  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課課長 佐藤 隆夫

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
**日本年金機構**  
 ※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

返納金の納付について (催告)

年度	勘定	雑収入	返納金
年金特別会計	円		
厚生労働省所管	納付目的 の 通 賦 納 に よ る 返 納 金		
納入告知番号			

さきに、年 月 日付で納入の告知をし、その後督促状を送付したところですが、納付の確認ができません。そのため、債務管理業務に支援をきたしております。早急に納付されるか、納付できない場合は理由書及び納付計画書を今月中に提出してください。  
 なお、すでに納付されている場合は行き違いとなったものですのでご了承ください。

年 月 日  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課課長 佐藤 隆夫

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
**日本年金機構**  
 ※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

様

恐れいりま  
 す。が確認後  
 押印の程お  
 願い申し上  
 げます。

再校 月 日 校了

53100-A 1P W H596-2008

見本 H596 裏

サ イ ズ	幅 4.0 インチ	深 さ	幅 11.10 インチ	深 さ	幅 11.76 インチ	初校
-------------	-----------------	--------	-------------------	--------	-------------------	----

※ 1P 1C/1C 両面印刷  
 ※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

返納金についてのお問い合わせ先

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ

TEL 042-334-8802

返納金についてのお問い合わせ先

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ

TEL 042-334-8802

## 仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H597 特別徴収債権督促状（通告）」
紙 質	上質紙（四六判換算）70kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折6面付き 縦 12 インチ × 横 13 インチ (1面あたり 縦 4 インチ × 横 6.5 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1箱は1,000折とする。</li> <li>・ 帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。</li> <li>・ 梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。</li> <li>・ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> <li>※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</li> </ul>
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年5月12日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スプロケットホール部に「H597-●●●●」と印刷する。</li> <li>※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</li> <li>・ 印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。</li> <li>・ 校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。）</li> <li>・ 納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。</li> <li>・ 作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）</li> <li>①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）</li> <li>②担当部署番号（4ケタ）</li> <li>③通番（3ケタ）</li> <li>④業者番号</li> <li>・ 初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。</li> <li>・ サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。</li> <li>・ カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。</li> <li>・ 校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。</li> <li>・ 仕様書に関して疑問が生じた場合は、令和8年2月25日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月27日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。</li> </ul>
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

## H597 特別徴収債権督促状（通告）

### ★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン目（縦 1本 横 2本）

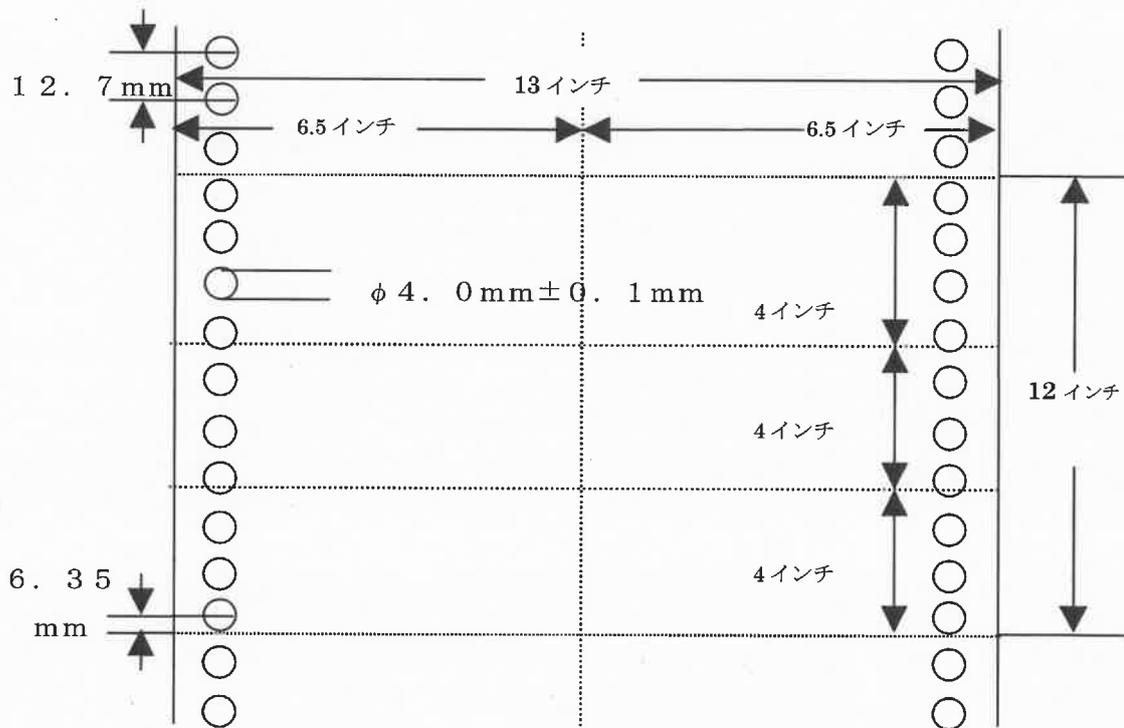
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



## ★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

## ①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

## ②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

## ③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

## ④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

## ⑤送り穴の中心のずれ

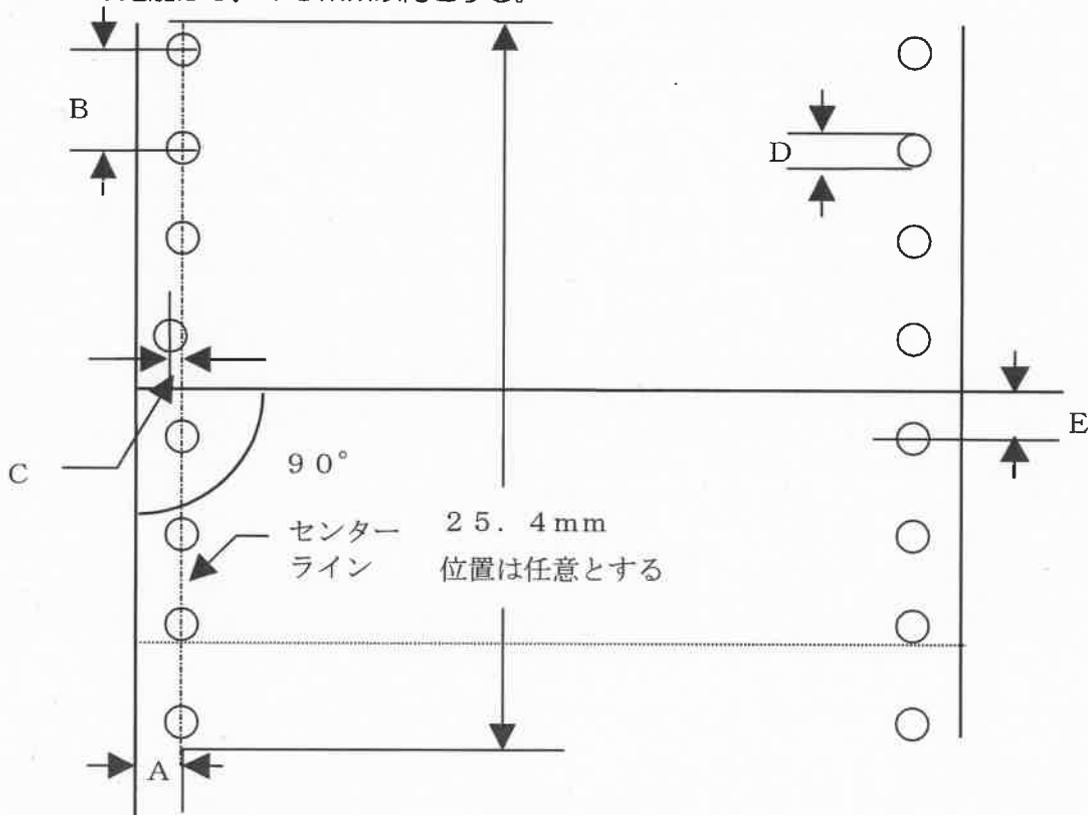
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは $0.1 \text{ mm}$ とする。

## ⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは $0.15 \text{ mm}$ とする。

## ⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は $0.15 \text{ mm}$ 以内とする。



見本 H597 表

サ 横 130 インチ  
 テ 幅 40 インチ  
 初 校

※ 1P, 1C/1C 両面印刷  
 ※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

返納金の納付について (通告)

年度	納定	雑収入	雑収入	返納金
年金特別会計	円			
厚生労働省所管	納付目的			
納入告知番号	の 過 限 納 による 返 納 金			

さきに、  
 年 月 日付で納入の告知をし、その後督促状等を送付しておりますが、納付の確認ができません。そのため、債権管理業務に支障をきたしております。早急に納付されるか、未納理由書及び納付計画書を今月中に提出してください。状況によりましては国による指導対象となります。

なお、すでに納付されている場合は行き違いとなったものですのでご了承ください。



課長 徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構

※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

返納金の納付について (通告)

年度	納定	雑収入	雑収入	返納金
年金特別会計	円			
厚生労働省所管	納付目的			
納入告知番号	の 過 限 納 による 返 納 金			

さきに、  
 年 月 日付で納入の告知をし、その後督促状等を送付しておりますが、納付の確認ができません。そのため、債権管理業務に支障をきたしております。早急に納付されるか、未納理由書及び納付計画書を今月中に提出してください。状況によりましては国による指導対象となります。

なお、すでに納付されている場合は行き違いとなったものですのでご了承ください。



課長 徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構

※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

恐れいります  
 が確認後  
 押印の程お  
 願い申し上  
 げます  
 再校 月 日 校了

見本 17597 (裏)

53101-Awin(1).pdf 2021/06/16 16:29

サイズ 13.0 インチ  
幅 4.0 インチ

横 11.104 インチ  
縦 1.76 インチ

初校

※ 1P 1C/1C画面印刷

※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

返納金についてのお問い合わせ先

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ

TEL 042-334-8802

返納金についてのお問い合わせ先

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ

TEL 042-334-8802

## 仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H115 障害手当金裁定通知書」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 70kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(紫)、裏1色(紫)
サ イ ズ	1折2面付き 縦 9インチ × 横 16.2インチ (1面あたり 縦 9インチ × 横 8.1インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1箱は1,000折とする。</li> <li>・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。</li> <li>・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。</li> <li>・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。</li> </ul> ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	2,000折(2箱)
納 期	令和8年5月12日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプロケットホール部に「H115-●●●●」と印刷する。</li> <li>※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</li> <li>・印刷内容は、添付の見本(別紙)を参照すること。</li> <li>・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。</li> <li>・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。)</li> <li>・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・契約期間内において原稿を変更する場合がありますので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。</li> <li>・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。</li> <li>・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。</li> <li>・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> <li>・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。)</li> <li>①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ)</li> <li>②担当部署番号(4ケタ)</li> <li>③通番(3ケタ)</li> <li>④業者番号</li> <li>・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。</li> <li>・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。</li> <li>・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。</li> <li>・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。</li> <li>・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月25日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月27日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。</li> </ul>
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 1 1 5 障害手当金裁定通知書

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 無し 右端 1本）・中間ミシン（縦 1本 横 無し）

①右端より 0.5インチに縦ミシン目。

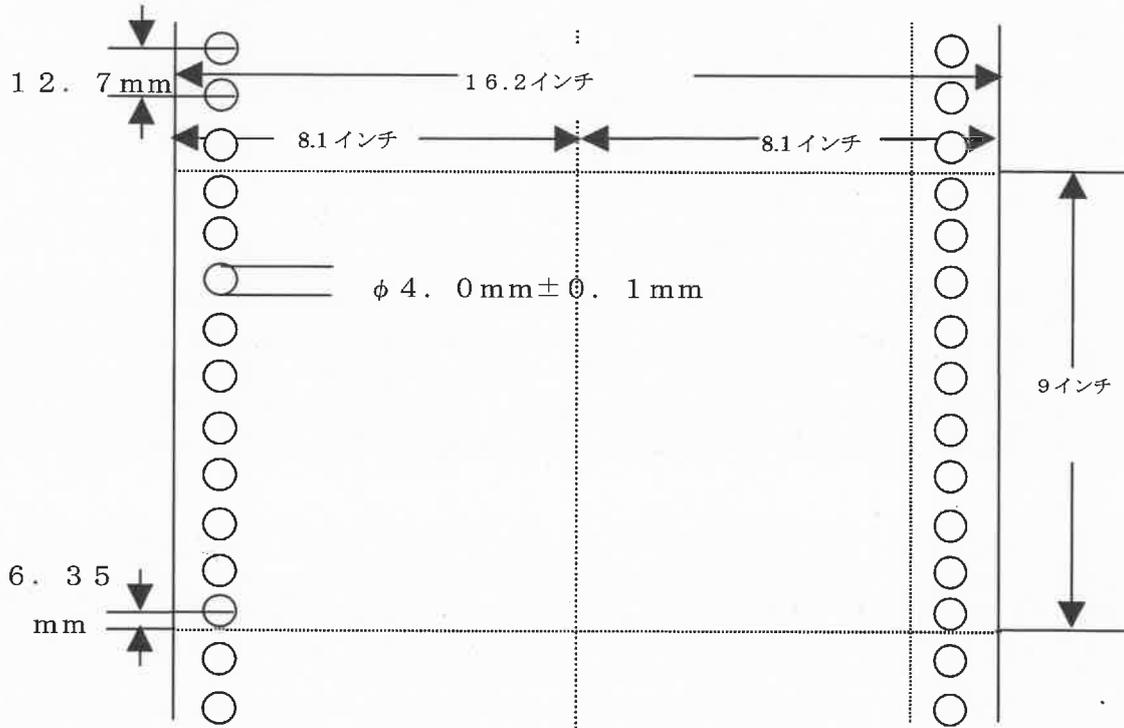
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



## ★送り穴（1折18穴）

用紙の送り孔の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

## ①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

## ②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

## ③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

## ④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

## ⑤送り穴の中心のずれ

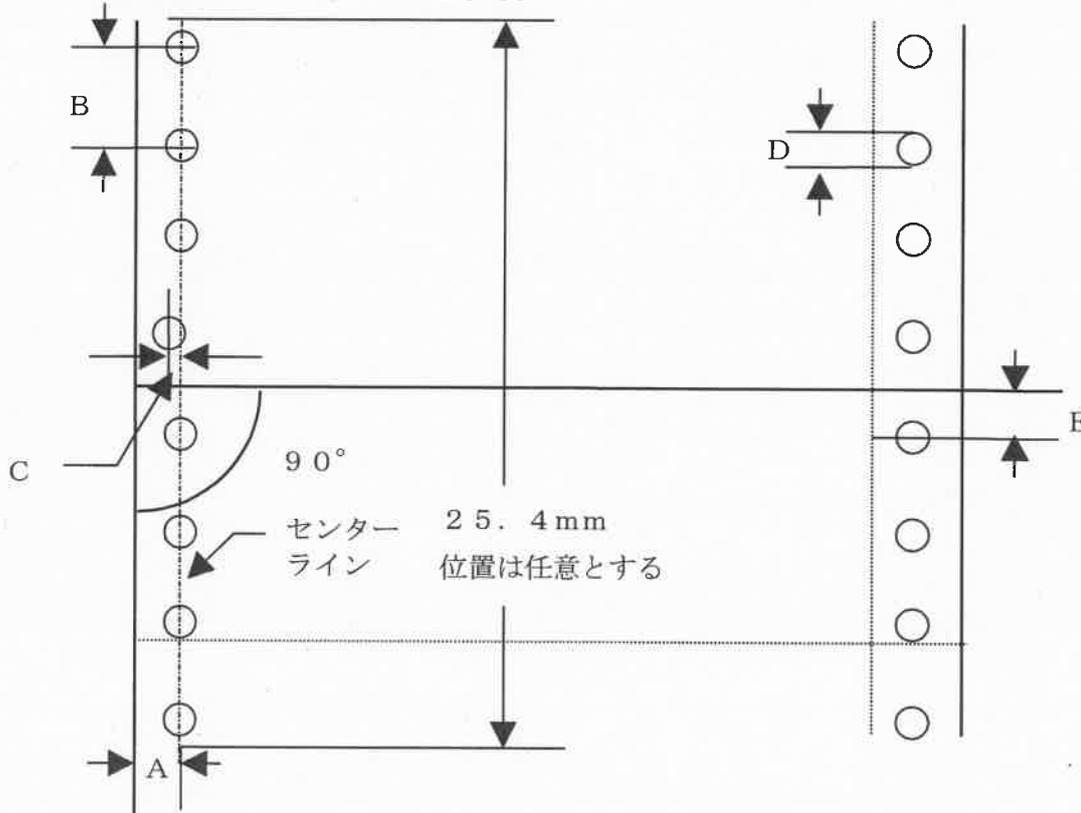
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは $0.1 \text{ mm}$ とする。

## ⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

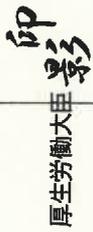
左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは $0.15 \text{ mm}$ とする。

## ⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は $0.15 \text{ mm}$ 以内とする。



年 月 日  
手 当 金 整 理 番 号



様

厚生年金保険障害手当金裁定通知書

あなたから請求  
のありました障害手当金について、  
次のとおり決定しましたので、通知します。

障害手当金額	障害手当金額	障害手当金額内訳額	私学厚生年金保険	円
障害手当金額	一般厚生年金保険	公務員厚生年金保険	私学厚生年金保険	円

①被保険者期間が300月未満のとき	②被保険者期間が300月以上のとき
平成15年4月から平成15年3月まで	平成15年4月から平成15年3月まで
被保険者期間の月数	被保険者期間の月数
平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額
円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D	円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D

①被保険者期間が300月未満のとき	②被保険者期間が300月以上のとき
平成15年4月から平成15年3月まで	平成15年4月から平成15年3月まで
被保険者期間の月数	被保険者期間の月数
平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額
円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D	円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D

①被保険者期間が300月未満のとき	②被保険者期間が300月以上のとき
平成15年4月から平成15年3月まで	平成15年4月から平成15年3月まで
被保険者期間の月数	被保険者期間の月数
平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額
円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D	円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D

該当条文	厚生年金保険法第 号	障害等級	障害の程度	受給権発生年月日	生年月日	年 月 日	備考
基礎年金番号							

写

年 月 日  
手 当 金 整 理 番 号



様

厚生年金保険障害手当金裁定通知書

あなたから請求  
のありました障害手当金について、  
次のとおり決定しましたので、通知します。

障害手当金額	障害手当金額	障害手当金額内訳額	私学厚生年金保険	円
障害手当金額	一般厚生年金保険	公務員厚生年金保険	私学厚生年金保険	円

①被保険者期間が300月未満のとき	②被保険者期間が300月以上のとき
平成15年4月から平成15年3月まで	平成15年4月から平成15年3月まで
被保険者期間の月数	被保険者期間の月数
平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額
円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D	円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D

①被保険者期間が300月未満のとき	②被保険者期間が300月以上のとき
平成15年4月から平成15年3月まで	平成15年4月から平成15年3月まで
被保険者期間の月数	被保険者期間の月数
平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額
円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D	円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D

①被保険者期間が300月未満のとき	②被保険者期間が300月以上のとき
平成15年4月から平成15年3月まで	平成15年4月から平成15年3月まで
被保険者期間の月数	被保険者期間の月数
平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額
円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D	円 a 円 b 円 A 円 B 円 C 円 D

該当条文	厚生年金保険法第 号	障害等級	障害の程度	受給権発生年月日	生年月日	年 月 日	備考
基礎年金番号							

見本 H115 (裏)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であつた住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があつた日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であつた住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があつた日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。